

独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院 地域医療連絡協議会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院（以下「病院」という。）が地域の実情に応じた円滑な運営を行うにあたり、地域医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、病院並びに附属介護老人保健施設（以下「附属老健」という。）の利用者及びその他地元行政等関係者の意見を参考として地域の医療等に貢献することについて、独立行政法人地域医療機能推進機構法第20条に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(協議会の設置趣旨)

第2条 病院が地域医療、包括ケアの要として、超高齢社会における地域住民の多様なニーズに応えるとともに地域住民の生活を支えるために広く病院等の利用者及びその他関係者の意見を聴取のうえ当該地域の実情に応じた運営に資することを目的として設置する。

(協議会の案件)

第3条 協議会は、病院等が地域医療等の円滑な運営を行うため、次の案件について説明・意見交換等を行うものとする。なお、病院等が委員会参加者からの意見に適切に対処しているかの判断材料についても運営実績の説明に含めなければならない。

- 一 病院・附属老健に係る運営方針、中長期的計画の説明
- 二 病院・附属老健に係る運営実績の説明
- 三 行政・医師会等の施策紹介
- 四 その他、地域医療等として必要な病院等機能の役割に係る提案

(委員の構成)

第4条 協議会の委員は、次の地元関係者による地域委員及び病院側委員をもって構成する。

- 一 地域委員（14名）
宇都宮市医療等行政関係者（4）、医師会関係者（2）、派遣元大学病院関係者（1）
学識経験者（2）、地域住民代表（4）、介護老健利用者家族（1）
- 二 病院側委員（4名）
院長、副院長3名（うち1名は附属老健施設長とする）。

(委員長の選出)

第5条 委員会には委員長1名、副委員長1名をおき、委員長は委員の互選をもって選出する。副委員長は委員長の任命する者とする。

(委員会の開催)

第6条 委員会は委員長の招集により定期的（1年に2回以上）に開催することを原則とし、その他必要に応じて臨時開催できるものとする。

(委員会の議事進行)

第7条 委員会の議事進行は、委員長が議長として行う。ただし、委員長欠席の場合は、副委員長が代行しこれを行うものとする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は原則2年間とし、申し出のない限りさらに1年継続することができるものとする。

(委員会意見の尊重)

第9条 病院長は委員会から提出された意見については、最大限それを尊重し実施するものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員は、協議会において知り得た個人情報及び秘密事項を協議会以外の場において漏らしてはならない。

2 委員は、協議会において知り得た第1項以外の情報について、第2条に掲げる設置趣旨以外の目的で利用してはならない。

(委員会の事務局)

第11条 委員会の事務局をしばらくの間事務部総務企画課におき委員会議事録の作成及び委員会開催に係る諸手続きを行うものとする。

附則

この規程は、平成26年11月27日より施行する。

1) 平成29年 4月 1日より改定する。